

令和8年度 東広島市立中央中学校部活動基本方針【教員用】

令和8年4月1日

中央中学校では、スポーツや芸術文化等の部活動に生徒が参加し、部活動顧問及び学校長が認めたコーチの指導のもと、部活動を通して「①学校教育の一環として、体力や技能の向上を図ること」「②異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との好ましい人間関係の構築を図ること」「③『知・徳・体』のバランスのとれた『生きる力』を身に付けること」を目指し、次のとおり部活動基本方針を定める。

1 適切な運営のための体制

(1) 希望制について

生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加については、希望によるものとする。

(2) 活動計画について

- ①顧問は、1カ月の活動計画を作成し、管理職の決裁を得るとともに、作成した計画を保護者に配付し、活動日及び活動時間、大会参加等、活動計画について周知を図る。
- ②臨時的に活動しなければならない場合（試験期間中の活動等）は、事前に管理職の了解を得るとともに、保護者にも周知する。
- ③定期試験期間中の部活動停止期間について、中間試験は3日前から、期末・学年末試験は5日前から活動停止とする。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 部活動

生徒の心身の健康管理（スポーツ障害及び障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 熱中症対策について

- ①30分に1回程度休憩をし、給水は適宜行う。
- ②各自で1日に必要な水分を持参する。
- ③熱中症指数計を確認し、適宜対応する。

3 設置部活動

【運動部】

- ①野球部
- ②サッカー部
- ③④陸上部（長距離・短距離）
- ⑤⑥ソフトテニス部（男子・女子）
- ⑦バレーボール部女子
- ⑧⑨バスケットボール部（男子・女子）
- ⑩剣道部
- ⑪⑫卓球部（男子・女子）

【文化部】

- ⑬吹奏楽部
- ⑭情報科学部
- ⑮家庭科部
- ⑯美術部
- ⑰書道部

4 課業日（月曜日～金曜日）の部活動

(1) 放課後の活動時間【時間厳守】

2時間程度（朝練習を含む。準備、片付け、下校は含まない）とし、大会・コンクール等（以下：大会等）の2週間前から（月曜日始まり）活動時間を30分まで延長することができる。ただし、延長期間中においても平日（月～金）の休養日は少なくとも1日は確保することとし、休養日には、朝練習（グラウンドや体育館の整備、片付け、清掃等も含む）は行わない。週末については、少なくとも1日以上を休養日とすることを原則とするが、両日とも活動した場合は、大会後にできるだけ速やかに休養日を他の日に振り替える。なお、活動時間を延長する場合は、事前に保護者及び職員朝会において教職員に周知する。

活動月	活動時間	完全下校時間（正門通過時間）	延長活動時間
4月～9月	HR後～17時45分	18時00分	18時15分まで
10月	HR後～17時30分	17時45分	18時00分まで
11月～1月	HR後～17時00分	17時15分	17時30分まで
2月	HR後～17時30分	17時45分	18時00分まで
3月	HR後～17時45分	18時00分	18時15分まで

(2) 朝の活動時間

原則、朝練習は行わない。部活動の特性や大会等の前で日程等の状況により通常の練習が難しい場合、校長が認め、保護者の理解を得ている場合は活動することができることとする。開始時間は、各部活動で定め、必ず顧問がつくこととする。ただし、活動時間は、次のとおりとする。

活動時間	登校時間
7時10分～7時50分（準備・片付けを含む）	7時00分までは登校しない

(3) 下校指導

顧問は、活動終了後、完全下校時間を厳守し、必ず正門までの下校指導を行う。

5 週休日・休日及び長期休業中の活動

- (1) 活動時間は、1日3時間程度（準備、片付け及び下校は含まない）とする。なお、練習試合・ホール練習・講習会等（以下：練習試合等）はその限りではない。
- (2) 長期休業中の練習試合は、土曜日、日曜日及び休日を活用し実施する。平日には実施しない。

6 部活動休養日の設定（課業日）

- (1) 土曜日または日曜日のどちらか1日は、必ず休養日とする。また、平日についても1日は休養日とする。
※ 毎月、校内研修日は、休養日とする。
- (2) 大会等へ参加する場合、開催の1週間前に限り、土曜日・日曜日とも活動を行うことができる。その際、必ず管理職へ届け出るとともに保護者の理解を得て活動する。しかし、月曜日は必ず休養日とする。
- (3) 長期休業中については、週当たり2日の休養日を必ず設定する。

7 活動計画の作成及び周知

- (1) 顧問は、1ヶ月の活動計画を作成し、毎月25日に翌月の計画表を管理職に提出する。また保護者にも配付し活動日、時間及び休養日の周知を図る。
- (2) 試験期間中の部活動は、原則停止とする。期間は、次のとおりとする。
(ア) 中間試験 ⇒ 試験3日前から部活動停止。 期末試験・学年末試験 ⇒ 試験5日前から部活動停止。
(イ) 実力テスト等（到達度テスト等） ⇒ 試験当日の朝は部活動停止。
(ウ) 試験期間中に活動の必要性がある場合は、事前に教職員及び保護者の了承を得る。

8 大会等への参加について

- (1) 大会等へは、必ず管理職の許可を得たうえで参加計画を作成し、保護者に周知を図り参加する。特に、中体連主催大会以外の大会への参加については注意する。
- (2) 土曜日・日曜日とも大会に参加した場合は、振替日として月曜日から金曜日の間に休養日を設定する。

9 大会等及び練習試合等にかかわる生徒輸送

- (1) 中体連主催大会については、原則、公共交通機関・バスの借り上げ（市教委負担金あり）及び保護者輸送による。ただし、緊急の場合は、保護者との連携及び管理職の承認を得た場合のみ教員の自家用車への生徒同乗を認める。
- (2) 練習試合等については、保護者負担による公共交通機関、バス借り上げ及び保護者輸送とし、教員の自家用車への生徒同乗は認めない。

10 その他

- (1) 部活動は、技術の向上のみ目指すのではなく、挨拶の徹底や身だしなみ、物品の丁寧な取扱いなど、マナーの指導も行う。
- (2) 生徒の登下校における交通指導を行い、交通安全の徹底を図る。
- (3) 保護者との綿密な連携のもと、部活動運営を行う。
- (4) 部活動時の登下校の服装は、制服または体操服（学校指定及び各部活で顧問が指定している物を含む）とする。
- (5) 活動開始前及び活動後は、生徒の健康観察を必ず実施する。特に気温の高い日（特に夏季休業中）は、熱中症予防のため、適度（30分間に1回程度）な休憩、水分補給を行わせる。また、週休日、休日及び長期休業中の部活動は、生徒の熱中症予防のためスポーツドリンクを持参させてもよい。（平日は不可 ⇒ 水、お茶のみ）
- (6) 週休日、休日及び長期休業中の警報発令にかかわる対応は、次のとおりとする。
 - ・午前 7時00分の時点で警報が解除されていない場合 → 午前の部活動は中止
 - ・午前 11時00分の時点で警報が解除されていない場合 → 午後の部活動は中止※ 気象情報を十分収集し、適切な判断を行い、メール等を活用し、生徒及び保護者に周知を図る。